

専決処分報告 第2号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案
専決処分報告

令和6年12月高知県議会定例会に提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年高知県教育委員会訓令第1号）

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

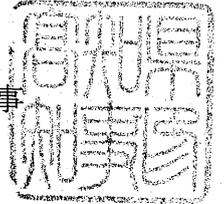
2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。



6 高財政第 382 号
令和 6 年 12 月 5 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 6 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 6 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事
等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 4 令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 27 号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月6日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「改正後の議会の議員の条例」という。)及び第3条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例(同項において「改正後の知事等の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするものである。

2 主要な内容

令和6年12月期及び令和7年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。

区分	本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
			令和6年度		令和7年度以降	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
県議会議員	1.625月	1.625月	1.625月	1.675月	1.65月	1.65月
	計 3.25月		計 3.30月		計 3.30月	
知事	1.625月	1.625月	1.625月	1.675月	1.65月	1.65月
	計 3.25月		計 3.30月		計 3.30月	
副知事 公営企業局長 常勤の人事委員会委員 常勤の監査委員 教育長	1.625月	1.625月	1.625月	1.675月	1.65月	1.65月
	計 3.25月		計 3.30月		計 3.30月	

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月期の期末手当に係るものは令和6年12月1日から適用する。ただし、令和7年度以降の期末手当に係るものは、令和7年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

(趣旨)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(期末手当)

(期末手当)

第 4 条 議会の議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び12月 1 日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前 1 月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

第 4 条 議会の議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び12月 1 日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前 1 月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ 6 月 1 日又は12月 1 日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議

2 期末手当の額は、それぞれ 6 月 1 日又は12月 1 日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議

員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

- 3 第6条の規定により期末手当の支給を受けた議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当の支給を受けることとなるときは、これらの者が支給を受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により支給を受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により支給を受けた期末手当の額が同項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第5条 5月16日から同月31日までの間又は11月16日から同月30日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月1日又は12月1日まで引き続き在職したものとみなし、前条の規定による期末手当を支給する。

第6条 6月2日から11月15日までの間又は12月2日から翌年の5月15日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月2日又は12月2日からその任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第4条第2項の規定により算出した金額を期末手当として支給する。

員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

- 3 第6条の規定により期末手当の支給を受けた議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当の支給を受けることとなるときは、これらの者が支給を受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により支給を受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により支給を受けた期末手当の額が同項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第5条 5月16日から同月31日までの間又は11月16日から同月30日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月1日又は12月1日まで引き続き在職したものとみなし、前条の規定による期末手当を支給する。

第6条 6月2日から11月15日までの間又は12月2日から翌年の5月15日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月2日又は12月2日からその任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第4条第2項の規定により算出した金額を期末手当として支給する。

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

新

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（期末手当）

第4条 議会の議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ6月1日又は12月1日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員

旧

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（期末手当）

第4条 議会の議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ6月1日又は12月1日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員

となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

- 3 第6条の規定により期末手当の支給を受けた議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当の支給を受けることとなるときは、これらの者が支給を受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により支給を受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により支給を受けた期末手当の額が同項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第5条 5月16日から同月31日までの間又は11月16日から同月30日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月1日又は12月1日まで引き続き在職したものとみなし、前条の規定による期末手当を支給する。

第6条 6月2日から11月15日までの間又は12月2日から翌年の5月15日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月2日又は12月2日からその任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第4条第2項の規定により算出した金額を期末手当として支給する。

員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

- 3 第6条の規定により期末手当の支給を受けた議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当の支給を受けることとなるときは、これらの者が支給を受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により支給を受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により支給を受けた期末手当の額が同項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第5条 5月16日から同月31日までの間又は11月16日から同月30日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月1日又は12月1日まで引き続き在職したものとみなし、前条の規定による期末手当を支給する。

第6条 6月2日から11月15日までの間又は12月2日から翌年の5月15日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月2日又は12月2日からその任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第4条第2項の規定により算出した金額を期末手当として支給する。

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

新 旧 対 照 表

(第3条関係)

新
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

旧
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とする。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

新 旧 対 照 表

(第4条関係)

新
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

旧
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について

第1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の支給月数を改定しようとするもの

第2 対象条例

- (1) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (2) 知事等の給与、旅費等に関する条例

第3 主な改正内容

- ・ 期末手当に係る年間支給月数の引上げ
- ・ 一般職の職員の期末・勤勉手当の引上げ割合に応じた改定
- ・ 年間支給月数を0.05月分引上げ（3.25月分→3.30月分）

$$\left(\begin{array}{l} \text{現行の支給月数} \\ \text{(3.25月)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(4.45月)} \\ \text{改定後の一般職の支給月数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{改定前の一般職の支給月数} \\ \text{(4.35月)} \end{array}} = 3.30\text{月} \right)$$

区分	6月	12月	合計
現行	1.625	1.625	3.25
令和6年度	1.625	<u>1.675</u>	<u>3.30</u>
令和7年度	<u>1.65</u>	<u>1.65</u>	<u>3.30</u>

第4 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年12月期の期末手当に係るものは、令和6年12月1日から適用する。ただし、令和7年度以降の期末手当に係るものは令和7年4月1日から施行する。